



※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記した場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第 1 欄

番号	正しい説明

第 2 欄（甲土地）

(1)

(2)

(3)

登記の目的				
申 請 事 項 等	登記原因 及びその日付			
	上記以外の 申請事項等			
添付情報				
登録免許税				

※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記した場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第3欄（乙土地）		(1)	(2)	(3)
登記の目的				
申 請 事 項 等	登記原因 及びその日付			
	上記以外の 申請事項等			
添付情報				
登録免許税				

受 験 地
受験番号
氏 名



※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記した場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第 1 欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第 2 欄

【登記することができない事項】

【理 由】

第 3 欄

【登記の事由】

※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記した場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第3欄（続き）

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第4欄

【登記することができない事項】

【決議すべきであった議案】

第5欄

【説明すべき事項】